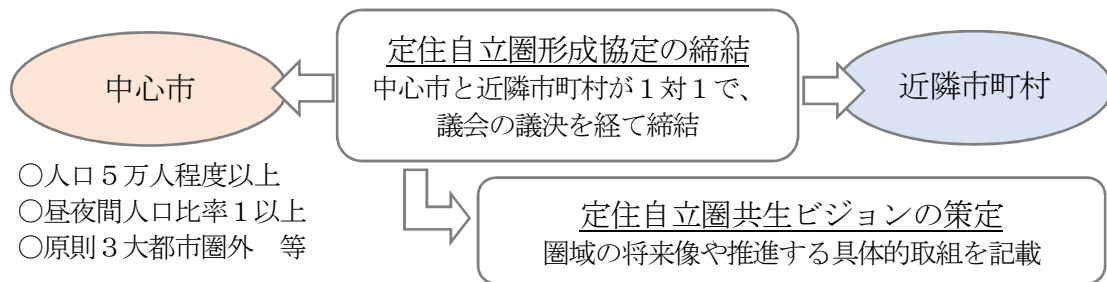


伊賀市等との定住自立圏の形成に係る協定の項目について

1. 定住自立圏の形成について

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」の推進に当たっては、定住自立圏形成に係る協定の締結が必要となります。

定住自立圏形成協定とは、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の三つの視点から連携する取組について定める協定です。なお、締結に当たっては、圏域を形成する自治体の議会の議決が必要となることから、令和6年3月定例議会において、議員提出議案により、名張市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正がなされました。



2. 伊賀市との定住自立圏形成協定の項目について

定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な政策分野において連携することを協定に規定します。協定の項目は、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保する観点から、定住自立圏構想の視点「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」ごとに、具体的な取組を一つ以上定めることとなっています。

(1) 生活機能の強化

- ア. 医療（救急医療体制の推進）
- イ. 健康・福祉（子育て支援事業の充実、高齢・障がい福祉事業の充実、健康づくり事業の充実）
- ウ. 教育（教育環境の整備、文化・スポーツ活動の振興、生涯学習活動の推進）
- エ. 産業振興（就労支援と雇用の促進、企業立地の促進、広域観光事業、地域ブランド創造促進事業、鳥獣被害防止対策）
- オ. 環境（不法投棄防止対策、ごみ処理の広域連携の強化、木津川流域の環境整備）

カ．防災（広域連携による防災力強化、相互応援体制の確立）

（２）結びつきやネットワークの強化

ア．公共交通（地域公共交通対策）

イ．デジタル技術の活用（地域情報の共有化の推進）

ウ．交通インフラの整備（広域幹線道路等の整備促進）

エ．地産地消（地産地消の推進と販路拡大）

オ．地域内外の住民との交流（移住・交流施策の推進、空き家の利活用、公共施設の相互利用、交流拠点施設の活用などによる地域間交流）

（３）圏域マネジメント能力の強化

ア．人材育成・交流（圏域内職員の人材育成）

イ．外部からの人材確保（専門的な知識経験を有する人材の確保）

３．協定に係るパブリックコメントの実施について

伊賀市との定住自立圏形成協定の締結に当たり、連携する取組や役割等を記載した協定書の素案について、伊賀市と同時期にパブリックコメントを実施し、広く意見を聴くこととします。

４．今後のスケジュール

7月～8月	定住自立圏の形成に関する協定書（素案）のパブリックコメントの実施 全員協議会（定住自立圏形成協定書（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び協定書（案）について）
9月～	定住自立圏の形成に関する協定書（案）の議案提出 協定締結

※ 協定締結までの間は、引き続き、伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会の構成自治体と情報共有を図るとともに、協定締結以降は、圏域構成自治体等と定住自立圏共生ビジョンの策定に向けた取組を推進します。